記 者 発 表 資 料

令和４年 10 月 20 日
広島県教育委員会

教職員の懲戒処分について

令和4年 10 月 20 日付けで，次のとおり，懲戒処分を行うことに決定しました。

被処分者	処分内容	処分理由
呉市内 公立中学校 教頭 (46 歳)	停職 ２月	所属職員を指導監督する立場にあるにもかかわらず，令和４年６月 25 日（土）午後８時頃，自車の給油のために入店したガソリンスタンドにおいて，給油機に残っていた釣銭引換券を精算機で換金し，3,000 円を窃取した。 このことは，教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり，信用失墜行為を禁止した地方公務員法第 33 条の規定に違反する。
県東部 公立小学校 教諭 (55 歳)	停職 １月	令和３年度の１学期途中から令和４年７月頃までの間，勤務校内において，授業中やそれ以外の指導の場面で，複数の女子児童に対し，複数回にわたり肩や背中や足に触れた。さらに，別の女子児童の濡れた髪を乾かすため，髪を触ったり，くしでとかしたりする等の行為を行い，当該児童らに嫌悪感や不快感を与えた。 また，令和４年５月 25 日（水）午後６時頃，同校女性教諭に対してコンビニエンスストア駐車場及び公園付近に駐車した車中において後頭部付近から背中をさすり，さらに手に触れ，当該教諭に嫌悪感や不快感を与えた。これらの行為は，セクシュアル・ハラスメントに該当する。 同教諭は，過去に同僚職員に対するセクシュアル・ハラスメントにより懲戒処分を受け，指導を受けていたにもかかわらず，今回事案を生起させた。 こうしたことは，教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり，信用失墜行為を禁止した地方公務員法第 33 条の規定に違反する。

被処分者	処分内容	処分理由
県東部 公立小学校 教頭 (45 歳)	減給 10 分の１ １月	所属職員を指導監督する立場にあるにもかかわらず，令和４年５月 20 日（金），酒席において 20 歳未満の所属職員が飲酒したことを黙認し，さらに同席した所属職員らに当該職員は飲酒していないこととする主旨のメールを送信した。この行為は職員の非違行為を知得したにもかかわらず，その事実を隠ぺいした行為に該当する。 また，令和４年１月頃，所属校内で同校女性職員の肩に触れる等により，当該職員に嫌悪感や不快感を与えた。この行為はセクシュアル・ハラスメントに該当する。 これらの行為は，教育公務員としてその職の信用を著しく損なうものであり，信用失墜行為を禁止した地方公務員法第 33 条の規定に違反する。

※　上記の関係所属長のうち，所属職員に対する指導・監督が不十分であった所属においては，訓告の措置を講ずるよう，令和４年 10 月 20 日付けで関係市町教育委員会へ通知しました。

【担当】
教職員課　小中学校人事係長　春田　修治
（電話）　082－513－4924
（内線）　4924
（e-mail）kyoushokuin@pref.hiroshima.lg.jp